

議案第60号

**東近江市発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定
について**

東近江市発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年8月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市発達支援センター条例の一部を改正する条例

東近江市発達支援センター条例（平成21年東近江市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、発達支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市内に住所を有する心身の発達に課題のある者に係る相談、支援等を継続的に行い、もってその福祉の増進を図るため、発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 東近江市発達支援センター

（2）位置 東近江市八日市上之町1番41号

（定義）

第3条 この条例において「心身の発達に課題のある者」とは、次に掲げる者をいう。

（1）発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者及び発達障害児

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児

（3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者

第4条第1号から第3号までの規定中「こと。」を「事業」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4）児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターに関する事業

第4条第5号を削り、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第5号とする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提案理由

東近江市発達支援センターの開館時間を変更したく、本議案を提出するものである。